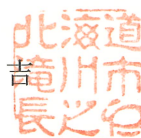


滝川市営事業等調査審議会
会 長 佐 野 博 之 様

滝川市長 前 田 康 吉



諮 問 書

滝川市営事業等調査審議会条例（平成 13 年滝川市条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、次に掲げる事項について諮問いたします。

1. 諮問事項

令和 5 年度から 5 年間ににおける下水道使用料改定の必要性に関する検証（定期）について

2. 諮問の趣旨

滝川市の下水道人口普及率は 95.0%（令和 3 年度末）となり、多くの市民が下水道を使用しております。

滝川市の下水道事業を取り巻く情勢は、近年、少子高齢化などによる人口減少や節水型機器の普及による下水道使用料収入の減少、その一方で、昭和 50 年代に多く整備をした施設の老朽化対応や労務単価をはじめ資材の上昇など、今後、下水道事業は市民生活に欠くことのできないインフラとして、将来にわたり持続可能な事業運営を図るためには、その根幹である下水道使用料の定期的な検証が必要不可欠であります。

定期的な検証については、前回の平成 29 年開催の審議会答申^{*1}をはじめ、整備事業において重要な国からの社会資本整備総合交付金に係る要綱に令和 2 年度から要件規定^{*2}されたこと、さらには令和 2 年度に策定した経営戦略の基本方針においても、「将来にわたり持続する下水道事業」を掲げており、定期的に下水道事業に係る収支を検証する中で使用料改定の必要性をご審議いただき、安定的かつ持続可能な事業運営を図ってまいりたいとするものであります。

【参考】

* 1・・・審議会答申（平成 29 年 12 月 26 日付平 29 滝営事審第 1 号）

「1 使用料体系見直しの可否について」より抜粋

「下水道事業の経営状況や社会情勢等の変化に対応できるよう、5 年毎を目途とするなどして定期的で、かつ、開かれた下水道使用料の検証を求める。」

* 2・・・社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について（令和 2 年 3 月 31 日付 国水下水第 56 号 国土交通省・水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長）より抜粋

「⑥公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、（中略）交付要件とする。」